

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 手繰第3種漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 15トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 80キロワット（25馬力）以下

（なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）附録第1（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。）

- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
共同漁業権共第2号 （平成25年9月1日免許）の漁場の区域	共同漁業権共第2号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	1隻
共同漁業権共第3号 （平成25年9月1日免許）の漁場の区域	共同漁業権共第3号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	5隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月15日から4月14日まで